

第2回 鈴鹿市特別職報酬等審議会 議事録

日時 令和7年2月3日（月）10時00分～11時50分

場所 鈴鹿市役所 本館5階503会議室

出席委員 阿部委員、磯村委員、田中彩子委員、西澤委員、水野委員、
宮端委員

【開会】

事務局 開会の挨拶

会 長 それでは、只今から令和6年度第2回鈴鹿市特別職報酬等審議会を開会いたします。本日は、審議の後、答申書案を作成したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から、第1回会議のまとめ、及び第1回会議におきまして作成をお願いしました資料の説明をお願いします。

その後、報酬と期末手当について、それぞれ皆さんに御意見を伺いたいと思います。

事務局 前回の会議のまとめという事でございますが、前回は、事務局のほうから、過去の特別職報酬等審議会の開催状況と対応結果、本年度の人事院勧告と三重県の人事委員会の勧告の内容、本市の人口及び財政状況等、県内各市あるいは類似団体の報酬月額等の状況、鈴鹿市議会からの要望書について御説明したほか、追加説明といたしまして、本市の一般職員の給与につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠する形で、月例給を平均3.2%、期末勤勉手当を0.1%引上げ、年間4.6月分と改定いたしましたことも御説明いたしました。その後、各委員から御意見をお伺いしました。

各委員の意見の概要としましては、

- ・近年の物価高騰のこともあり、報酬額を引き上げている県内他市もあるようなので、鈴鹿市も同様に引き上げてもいいのではないかと。
- ・人口が減少していく局面であり、税収は現状維持の見込みとのこと

であるため、報酬額を引き上げることにリスクは感じるが、民間企業も賃上げしている状況であり、給与水準を見直していく必要があると感じる。

- ・引き上げる際、どの程度引き上げるかは議論が必要であるが、人事院勧告も一つの指標であるため、人事院勧告のレベルをベースに議論するのがいいのではないか。

- ・報酬額を引き上げることも考えていいが、恒常的に上げるということではなく、その都度見直していく必要がある。

- ・財政規模や人口規模を考慮すると、四日市市、津市の次に鈴鹿市が位置すると思うので、他市とのバランスを勘案しながら議論する必要がある。

- ・鈴鹿市議会からの要望書にもあるように、若い方など議員の幅広い人材確保のためにも、報酬額を引き上げることも考えてよいのではないか。

- ・特別職は平成28年度から報酬額を変えていないが、民間賃金の上昇に伴い一般職の給与は引き上げているので、特別職も一定の引上げが必要と考える。

- ・議員定数を32人から28人に減らしているが、さらに議員定数を見直すことで、報酬額引き上げの財源が生まれるのではないか。

- ・財源確保のための企業誘致をさらに進めていく必要がある。

- ・報酬額の引上げベースで議論する際、全体で増額となる経費の経常収支比率への影響を示してほしい。

- ・報酬額を引き上げることで、若い方々に議員や公務員というものに魅力を感じてもらい、人材確保につながるのではないか。

等の内容が、第1回の審議会で各委員の皆様から頂いた御意見でございます。

また、第1回の審議会におきまして事務局から提案し、提示を御承認頂きました、報酬額を引き上げる場合の議論の目安となるような、何パターンかの改定率によるシミュレーション資料について御説明いたします。

第1回の審議会におきまして、人事院勧告に基づいて引上げ率の議論をしては、との御意見を複数頂いておりましたことから、人事院勧告に基づく改定率をAからFまでの6パターンお示しさせていただきます。

まず、こちらは資料上段に本市特別職の現行の報酬月額を記載して

おります。この現行の報酬月額に対しまして、AからFの改定率により引き上げた際、報酬月額がいくら増えるのかを示しており、それぞれの改定率の算出根拠を御説明いたします。

Aの「0.96%」及びBの「1.10%」につきましては、昨年度になりますが、令和5年度に、数十年ぶりともいわれる大幅な給料改定率の人事院勧告がありました。前回御説明いたしましたとおり、本市の特別職においては平成16年度以降、報酬月額の改定を行っておりませんので、Aについては、令和5年人事院勧告による官民較差率、Bについては、令和5年人事院勧告に基づく一般職月例給の平均改定率を算出根拠としているものでございます。

次にCの「2.76%」及びDの「3.00%」につきましては、民間企業の賃上げなどにより、過去最大の引上げ額となりましたことを受けまして、Cについては直近の人事院勧告となります。本年度の令和6年人事院勧告による官民較差率、またDについては、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の一般職月例給の平均改定率を算出根拠としているものでございます。

なお、本市の一般職員の給与につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠する形で、月例給を平均3.2%引き上げる改定を行っております。

最後にEの「3.72%」及びFの「4.10%」につきましては、先ほども御説明いたしましたが、令和5年及び令和6年に大幅な給料改定が人事院勧告に基づきなされたため、Eについては、2年間の官民較差率の合計、またFについては、国の一般職月例給の平均改定率を合計した改定率を示しております。

次に「資料2」についてですが、こちらは、本市の各特別職の期末手当の支給月数について議論頂くためのシミュレーション資料でございます。

先ほど資料1において御説明しましたAからFまでの報酬月額の改定額に対して、支給月数を引き上げた場合に年間収入がどのように増加するかをお示ししております。

また、前回の審議会におきまして、引上げを議論する際は、県内他市とのバランスを考慮する必要があるとの御意見がございましたことから、県内他市の状況としまして、年間収入額が多い順に6位までを順位付けした表をお示ししております。

他市の状況につきましては、既に改定されているものや、他市の審

議会による答申内容から改定を見込んでいるものを可能な限り反映しております。

次に、上段の表における期末手当の支給月数の引上げパターンとしては、現在、鈴鹿市の一般職において人事院勧告に準拠した 4.60 月となっていること、及び下段の表にありますとおり、人口規模等が近い県内他市の特別職におきましては、一般職同様に人事院勧告に準拠した形で期末手当を 4.60 月としておりますことから、鈴鹿市の現行の支給月数であります 4.20 月から 4.60 月まで増加させたパターンをお示ししております。

次ページ以降の副市長、議長、副議長、議員におきましても、同様に、現行の支給月数から +0.40 月した場合の年間収入額等を記載しております。

次に「資料 3」についてですが、こちらは、先ほど資料 1 及び資料 2 で御説明しました、報酬月額及び期末手当の支給月数を引き上げた場合の全体経費の増加額をお示した資料でございます。

こちらの表は、報酬月額等につきまして、月額の改定及び期末手当月数を引き上げた場合に、それぞれの特別職の 1 人当たり年収がいくら増加するのかを記載しており、また副市長及び議員は複数人おりますことから、全体経費の増加額をそれぞれ表の右側の列に記載しております。

なお、前回の審議会におきまして、報酬等を引き上げた場合、鈴鹿市の経常収支比率に与える影響を示してほしいとの御意見がございましたので、表の右側の枠囲いに「経常収支比率への影響額」として記載しております。

次に「資料 4」についてですが、前回の審議会におきまして、人口減少及び税収見込みに対して懸念される御意見がございましたことから、鈴鹿市の市税収入の推移を再度御説明いたします。

こちらの資料は平成 24 年度から令和 5 年度までの市税歳入額をグラフ化したものでございますが、税収として全体でおよそ 300 億円程度となっておりますことから、年度間において数億円程度の増減はございますが、過去の推移から見ますと、緩やかに増加してきております。

次のページには、個人市民税及び固定資産税の平成 24 年度からの納税義務者数の推移を記載しております。個人市民税と固定資産税ともに納税義務者数は、ここ数年、前年度比は 100%を超えた数値となって

おります。

なお、令和6年度以降の税収の見込みにつきましては、前回の審議会資料の説明におきまして、「大きな増収は見込めず、このまま横ばいで推移する」と申し上げましたが、現在、事業の見直しによる経費そのものの削減及び時間外勤務の削減といった、支出面での取り組みや、企業誘致の推進による税収確保といった収入面での取組など、歳入歳出両面からの取組により、これまで以上に財源確保に努めてまいります。

次に「資料5」についてですが、前回の審議会におきましても口頭で御説明いたしました。税収確保の取組の事例といたしまして企業誘致に関する取組を御説明いたします。

令和6年4月に県内で初めて企業誘致推進戦略を作成いたしました。

鈴鹿市総合計画及び鈴鹿市都市マスタープランに示しております土地利用の方向性に沿いまして、戦略的に企業誘致を推進することとしており、本市の強みである充実した道路ネットワークを最大限に活かした企業誘致を進めるため、市街化調整区域において、産業用地として開発可能性のある土地を「企業誘致推進エリア」として設定しております。

今後は、鈴鹿市都市マスタープランにおける「市街地形成検討地区（工業系）」、「新土地需要エリア」及び「スマート IC 利活用エリア」に加えて、「企業誘致推進エリア」においても企業誘致を推進し、自動車関連産業をはじめとした製造業及び運輸業と共に、成長産業分野の企業の誘致を推進していくこととしております。

このように企業誘致をこれまで以上に推進していくことで、税収確保に努めてまいります。

事務局からの説明は以上となります。

会 長 ありがとうございました。

説明頂いた中で、人口が減少してきていますので、納税義務者も減ってきているのではないかと懸念していましたが、鈴鹿市の個人市民税の納税義務者数は増えてきているというのは、鈴鹿市に住んで頂いて、働いて納税して頂く方が増えてきているということなので、鈴鹿市の将来にとって明るい話だと思いました。

委員の皆様からも他に何か事務局の説明に対してご質問等はございますか。

磯村委員 確認ですが、本年度の人事院勧告による官民較差 2.76%に対する給与改定率 3%というのは、年収ベースでしょうか。また人事院勧告では期末勤勉手当の増加は+0.1 月でしたが、鈴鹿市の一般職の期末勤勉手当の増加も+0.1 月となったのでしょうか。

事務局 月収ベースでの改定率です。一般職の期末勤勉手当は人事院勧告に準拠し+0.1 月となっており、年間 4.6 月となっております。

水野委員 前回審議会の市議会からの要望に係る資料において、議員定数を 4 人減らしたことで 4 千万円程経費削減となったとありましたので、さらに定数を削減すればまた財源が捻出できるということですね。

阿部委員 人口は減少してきているが納税義務者数は増えてきているというのは、例えばシニア世代の労働者が増えてきているなど、何か傾向はあるのでしょうか。

事務局 納税義務者数について年齢層別に数字を検証しているわけではありませんので、あくまで経験則になりますが、定年が 65 歳まで引き上げられていることや、人口減少しているのは特に出生数が減少してきていることに対して労働者年齢は上がっていること、また外国人労働者が増加しているということも影響していると思われます。

宮端委員 改定については全特別職一律で改定していくことで進めていくのでしょうか。

事務局 過去の対応としては、期末手当の月数も含めて一律の改定を行ってきました。

宮端委員 議員定数を減らしたことにより、議員一人ひとりの役割が増えたと考えることもできることや、議員の成り手を確保するという観点から、議員の引上げ率を上げていくことも考えられるのではないのでしょうか。また今回の審議の対象ではありませんが、教育長の給与も議員と同水準まで上げることも検討してはいかがでしょうか。

事務局 宮端委員がおっしゃられたとおり、議員定数を減らしたことや通年

議会を導入したことなど、議員の皆様も御尽力頂いています。また議員の皆様の声や提言を市政に届けて頂き、今回の企業誘致推進戦略ができたということもあります。委員の皆様から議員の報酬が低すぎるということであれば、そのことも議論頂ければと思います。

西澤委員 前回の資料で今年度の他市の状況を示す資料がありましたが、すでに答申が出されて新しい動きがあるなど、先週からさらに何か新しい情報はありますか。

事務局 伊勢市や松阪市も現在、特別職報酬等審議会の開催中ですので、先週から新しい情報というのはございません。

会 長 ありがとうございます。

それでは、これまでの議論を踏まえ、報酬の改定と期末手当の改定について、委員皆様の御意見を頂きたいと思います。

まず、報酬額の改定について、各委員の皆様に順番に御意見をお伺いします。

阿部委員 前回も意見させて頂きましたが、引上げの方向でいいのではないかと思います。今回の改定案である最大値であっても経常収支比率には影響がないとのことですので、C案の2.76%引上げか、D案の3%引上げでいいのではないかと思います。今回の最大値である月額+4.1%、期末手当+0.4月分の引上げでも影響がそれほどないのであれば、それでもよいと思いますが、皆様の意見をお伺いしたいと思います。

磯村委員 今回改定となれば数年ぶりの改定ということになりますが、今まで引き上げてこなかったのは、そうすべきと市として考えてきたことだと思います。とは言うものの昨今の物価高騰などを考えると引き上げた方がいいと私も考えます。そうした場合に、昨年度と比較してどうかという観点で検討するのがいいのではないかと思いますので、人事院勧告でも官民較差が2.76%と出されていますので、月額はC案の2.76%かD案の3%、期末手当は+0.1月をベースに考えればよいのかなと思います。そうすると年収ベースでは3.5%くらいの引上げになります。この引上げであっても市の財政的に大きなインパクトがあるわけではないと思いますが、市民の方々が引上げをどのように見るのかということも考える必要があると思いますので、中小企業だけの賃上

げを見ると3.8%か3.9%くらいだと思いますので、その点も勘案すると先ほど申し上げた引上げくらいが妥当かなと思います。

西澤委員 人事院勧告が大幅なアップをしたということで、それは官民較差の解消、公務員の人材確保を勘案してのことだと思います。一般職と特別職は異なるという考え方もありますが、労働の対価ということでは同じであり、物価上昇などの状況もあるため、資産や別の収入がなくても生活できる環境を整えることが必要だろうと思います。また他市とのバランスも勘案すると、Dの3%引上げが妥当かだと思います。行財政改革などで財源確保に努めて頂ける数字ではないかと思います。

水野委員 相対的に引き上げるということはいいいと思います。議員の報酬については20万人都市としては低いと思いますが、定数としてはまだ多いように思いますので、継続的に議員定数の検討をお願いしたいと思います。ただ、一般職でも特別職でも給料には変わらないため、D案の3%引上げを認められた方がいいのではないかと思います。

宮端委員 引上げ幅としては、連合としては5%以上の賃上げ、また連合三重でいいますと中小企業含めて6%賃上げを発信しておりますので、官民較差の解消という意味では3%程度の引上げが妥当かだと思います。

事務局 本日、欠席しております委員の皆様からも改定案についての御意見を頂いておりますので、御説明いたします。

まず、鈴鹿農業協同組合代表理事専務理事の平子委員からは、「報酬月額については1.1%引上げが妥当である」との御意見がありました。

次に、鈴鹿大学副学長の田中委員からは、「引上げについては賛成で、改定率の考えとしては、人事院勧告による官民較差2.76%が引上げの上限ではないかと考えます。鈴鹿市在住ですが、コロナ禍以降、経済もある程度回復してきた実感はあるものの現時点で、鈴鹿市の収入の大幅増は見込めないことや人口減少動向を鑑みるとそれ以上は無いように思えたからです。一方で、物価の高騰は職業に関係なく平等に生活に影響しているわけですから高いモチベーションをもって市政に取り組んで頂くためにも、引上げは必要であると考えます。意見は述べさせて頂きましたが、決定については会長に一任します。」との御意見がございました。

会 長 ありがとうございました。各委員の皆様から報酬額の改定について、御意見を頂きました。いろいろな意見が出されましたが、当審議会の方針としては、市長及び副市長、議員の報酬については、3%が適当ではないかと感じましたが、委員の皆様いかがでしょうか？
3%の引上げで御異議ございませんか？

(異議なし)

会 長 では、審議会の方針としては、市長及び副市長、議員の報酬については、3%引き上げるという結論といたします。
続きまして、期末手当の改定につきまして、皆様の御意見を願いたいします。

宮端委員 期末手当の月数については、過去の経緯を踏まえて 0.4 月分の引上げでよいと思います。

水野委員 私も過去に人事院勧告に準拠して下げたりもしているので、0.4 月分引上げでよいと思います。

西澤委員 私も過去に引上げの答申を出していながら、引き上げをしなかったこともありますので、0.4 月分の引上げでよいと思います。

磯村委員 本審議会は、今年度の報酬額の改定の議論をしているという認識ですので、そういった意味では今年度の人事院勧告では 0.1 月分の引上げという内容ですので、それに準拠して 0.1 月分の引上げが妥当かと思えます。

阿部委員 来年度も審議会を開催して頂けるのであれば、そのときにまた色々な意見が出るかと思えますので、今年は 0.4 月分の引上げでよいかと思えます。

事務局 期末手当につきましても、本日欠席されております委員の皆様からの御意見を頂いておりますので御説明いたします。まず、平子委員からの御意見は、市長・副市長は 0.4 月の引上げ、議員につきましては現状維持との御意見を頂いております。田中委員からは、全特別職につき 0.4 月分の引上げとの御意見を頂いております。

会 長 皆様からいろいろな御意見を頂きまして、審議会の方針としては、今まで据え置きとなっていた分を引き上げるということ、また毎年審議会を開催して頂けるであろうということを勘案しまして、御意見の多数を占めております 0.4 月分の引上げとしたいと思いますが、反対の御意見等ございますか。

磯村委員 反対ということではありませんが、意見として申し上げますと、報酬 3 %、期末手当 0.4 月分の引上げとなると、今年度の鈴鹿市特別職の改定率としては年収で 5.9%ほど増額することになります。過去に引き上げてきていないということはあると思いますが、それは市として、行政としての考えでそうしてきたと思いますので、今まで引き上げて来なかった分を取り戻すという考え方でいいのかという点で私としては疑問です。皆様と違った意見となりました。市民の方々は報酬額が上がったことしかわからないと思いますので、民間の賃金は上がっていますが、若い方を中心に上がっており、管理職などはそこまで上がっていないという現状もあり、そこで年間 5.9%上がることをどう受け止められるかということを考えないといけないと思います。

会 長 もし今回の審議会の結論どおりに報酬等を改定した場合、年間 5.9%引き上がることに對して市民から問われることもあろうかと思いますが、その際は、今回の審議会において事務局から説明頂いたようなことを丁寧に説明頂くということが大事かと思います。

磯村委員 改定率で話をすると分かりにくいですが、金額ベースで話をすると、今回の案でいくと市長は年収ベースで 100 万円、副市長で 80 万円、議員で 48 万円ほど上がることになるので、一般市民の方が年間 5 %賃金上がったからといって金額ベースでは 100 万円増えるということにはならないと思いますので、そういったギャップ、また四日市では 2 年間でも 2.7%程度しか引き上げていないが鈴鹿市はもっと引き上げるということも受け取られ方を考慮しないといけないと思います。

水野委員 確かに、市長の年収が 100 万円も上がるということは驚かれるかもしれないが、過去に報酬を引き下げたことがありましたし、今まで据えてきたということもしっかり報道されれば、そういった誤解はされないと思います。数字のインパクトはあるが、審議のプロセスを説明

すれば理解してもらえenと思います。

事務局 確かに、引上げ幅としては大きなものになりますが、近隣他市や類似団体との比較やこれまでの経緯を踏まえた内容であるとの答申としていく必要はあると考えます。改定に当たっては、しっかりとそういったプロセスを説明していく必要があると認識しております。

会 長 今後は、特別職の報酬については毎年審議をすることを検討頂くということをお願いすることも必要かenと思います。

では、審議会の方針としては、期末手当については、0.4月分引き上げる改定が適当であるという答申を行っていくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、答申案の素案を事務局に準備して頂きますので、しばらく休憩をとります。

(答申案配付)

会 長 答申案素案の準備ができましたので、事務局から配付させていただきます。事務局で朗読をお願いします。

(答申案読み上げ)

会 長 この答申案の素案に対して、御意見を頂きたいと存じます。

会 長 特に意見もないようですので、この答申案を御承認頂けますでしょうか。

異議無いようですので、全員一致で承認頂いたものと認めます。

では、この答申を市長に手渡す流れについて、事務局から説明してもらいます。

事務局 答申につきましては、2月6日木曜日9時30分から審議会を代表いたしまして、田中会長から市長へ答申書を手渡して頂きたいというふうに考えております。

また、同時にこの日に記者発表もさせて頂く予定でございますので、各委員におかれましては、御了承頂きたいと思います。

会 長 これで本審議会に付託されました事項の審議を全て終了いたしました。委員の皆様には、大変お忙しい中、貴重なお時間を頂戴し、熱心に御議論を頂き、厚くお礼申し上げます。私も会長の役目を終えましたので、事務局にバトンタッチいたします。

皆様の御協力を頂き、最後まで努めることができましたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局 会長ありがとうございました。

熱心に、かつ、慎重に御審議を頂き、厚くお礼申しあげます。

その他の事項といたしまして、1点御連絡いたします。

まず、議事録の取扱いについて連絡いたします。

先日、メールでお送りいたしました前回の議事録案につきまして、修正がございましたら、本日会議終了後に事務局へお申し出ください。

また本日の議事録でございますが、作成次第メールにてお送りいたしますので、御確認の上、修正等があれば御連絡をお願いいたします。

確認後に、阿部委員に御署名を頂き、第1回、第2回ともに審議会議事録として鈴鹿市ウェブサイトへ掲載いたします。

それでは、これで第2回鈴鹿市特別職報酬等審議会を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

～終了～